

業務委託仮契約書

群馬県教育委員会（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務（iPad・Chromebook）について次のとおり委託仮契約を締結する。なお、発注者は、この契約に基づくすべての行為を代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（信義誠実の義務）

第1条 この仮契約は、群馬県議会の議決があったときは、何らの手続をすることなく本契約となるものであり、発注者と受注者の両者においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、それぞれ信義に重んじ、誠実にこれを履行するものとする。

（委託）

第2条 発注者は、令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務（iPad・Chromebook）（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

（委託期間等）

第3条 この契約による委託期間は、群馬県議会の議決日から令和13年3月31日までとする。
2 受注者は、別紙に定める物件については、令和8年3月31日までに納入及び動作確認するものとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇円とする。（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円）

（実績報告及び検査）

第5条 受注者は、令和7年度においては令和8年3月末に、令和8年度以降においては各年度の9月末及び3月末に、当該期間に実施した委託業務に関する実績報告書を発注者に提出するものとする。
2 発注者は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検査を行うものとする。

（業務委託料等の支払）

第6条 発注者が受注者の請求に基づき支払う額は、次のとおりとする。

令和7年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和8年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和9年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和10年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和11年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
令和12年度	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、遅滞なく当該期間に実施した委託業務に関する第1項の委託料等請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項の委託料等請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に受注者に対して委託料等を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第8条 受注者は、本件業務が別に定める委託業務仕様書に適合するものであると確認する。

(仕様書に関する通知義務)

第9条 受注者は、仕様書及びこれに基づく発注者の指示によることができないとき又は仕様に明示されていない事項があるときは、直ちに発注者に通知しなければならない。

(秘密の遵守)

第10条 受注者は、委託業務の履行に当たり、直接、間接に知り得た全ての情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 受注者は、この契約に用いた資料その他関係資料を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。
- 3 受注者は、磁気ファイル等の特性に留意し、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において、漏えい、滅失、損壊又は目的外使用が行われることのないよう、万全の注意を払うよう努めなければならない。
- 4 受注者は、委託業務で作業場所から持ち出す、又は持ち込む資料等は、その取扱いが分かるように記録を残さなければならない。
- 5 受注者は、県条例に基づく「群馬県個人情報取扱事務委託基準」、「群馬県教育委員会 教育情報セキュリティポリシー」及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更等)

第11条 発注者は必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたとき、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第12条 発注者は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対し所要の処理をとることを求めることができる。

- 2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(調査等)

第13条 発注者は、受注者の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

(再委託等)

第14条 受注者は、委託業務の全部若しくはその主たる大部分を再委託することはできない。ただし、書面により事前に発注者の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。

- 2 受注者は、再委託先に対して本契約において受注者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 3 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。
- 4 受注者は、前条に定める機器等の返還後のデータ消去を再委託先に行わせる場合は、再委託先からデータ消去が完了したことの証明書を徴し、発注者に提出しなければならない。
- 5 再受託者が発注者の事前の書面による承諾に基づいて本件委託業務の再々委託を行う場合は、当該再々委託についても同様に、本条の規定を準用する。

(解除等)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めたとき。
 - (3) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 受注者がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合あっては、受注者の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、受注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 発注者は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 発注者は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、受注者に損害を生ずることがあっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者が第1項各号に該当することにより発注者に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、発注者はその超過額を併せて受注者に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第17条 受注者が、第18条第2項並びに第19条第2項及び第3項に規定する金額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、発注者の指定した方法により、受注者に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下、「追完請求」という。)することができる。

2 発注者は、成果品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、発注者の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第19条 受注者は、受注者又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為又は納品等への妨害を受けた場合は、その旨について、遅滞なく発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第20条 受注者の従事者が委託業務の実施に際して発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者との記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

発注者 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美

受注者 ○○○○○○○○